

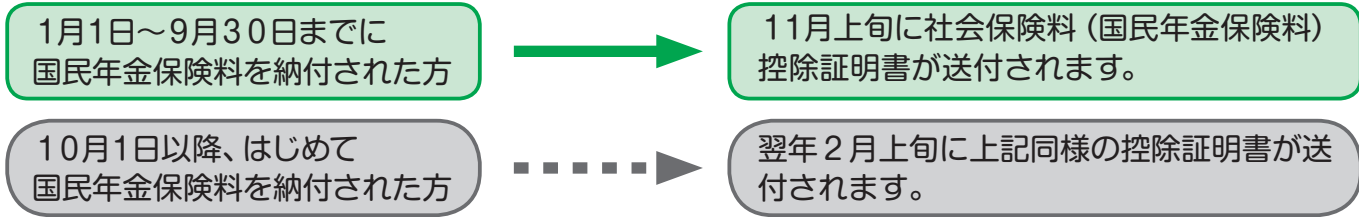
# 年末調整や確定申告には 社会保険料控除証明書を！



## 社会保険料控除に証明書が必要です

所得税および市町村民税の申告において、今年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告で社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する控除証明書や領収書等の添付が義務付けられていますので、お手元に届いたら使用するまで、大切に保管ください。



## ご家族の国民年金保険料も納めている方は？

配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納めたときは、その納付額の全額が納めた方の所得税等の控除対象となります。

※納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

※日本年金機構HP (<https://www.nenkin.go.jp/>) 内で、よくあるご質問 (Q & A) 等、控除証明書に関する情報をご案内しております。

**年末調整や確定申告のお手続きの際は、この証明書や領収書等の添付をお忘れなく！**

(紛失した場合は、「ねんきん加入者ダイヤル」または「函館年金事務所」へお問い合わせください。再発行には1週間程度のお時間を要します。)

### ねんきん加入者ダイヤル

- 【専門ダイヤル電話番号】 ☎ 0570-003-004 (ナビダイヤル)  
※ 050から始まる電話の方は ☎ 03-6630-2525 へおかけください。
- 【受付時間】 ○火曜日～金曜日 午前8:30～午後7:00  
○第2土曜日 午前9:30～午後4:00  
※ 祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

## ～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう～ ＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先	町民課 戸籍 医療年金係 (TEL 2-2453) 函館年金事務所 国民年金課 (TEL 0138-56-1165)
---------	---

(有料広告)

住まいの保険・くるまの保険はもちろん、ケガや病気の入院に備える保険など・・・  
保険の事ならおまかせください！ お気軽にお問い合わせください (^-^)

●火災保険 ●自動車保険 ●傷害保険 ●がん保険 ●医療保険 ●認知症保険 ●収入保障保険 etc.	
損害保険トータルプランナーのいるお店 <b>有限会社 柴山保険事務所</b>	長万部町字長万部108-9 ☎01377-2-5676 携帯電話 090-6871-5676